

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380931

研究課題名(和文) 発達障害学生に必要なとなる支援の実際と合理的配慮に関する研究

研究課題名(英文) A study on the support and reasonable accomodation for students with developmental disorder

研究代表者

吉良 安之(Kira, Yasuyuki)

九州大学・基幹教育院・教授

研究者番号：30195408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：わが国の高等教育機関における発達障害学生への支援体制作りは喫緊の重要課題の一つとなっている。本研究では、学生相談カウンセラーを対象とした支援経験の収集および支援上の困難等に関するアンケート調査、また大学教員を対象とした合理的配慮についての意識に関するアンケート調査を行った。その結果から、現在の課題として、(1)合理的配慮に向けた学内制度の整備、(2)学生相談担当者と教職員との連携体制、(3)就労に向けた支援の充実の3点が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Organizing support systems for students with developmental disorder is one of the most important problems for institutions of higher education in Japan. In this study, we conducted survey research on two types of groups. In the first survey, the subject were university counselors and we collected data of their work experience and carried out questionnaire survey about the difficulties related to their practices. In the second, we carried out questionnaire survey about faculties' attitudes toward reasonable accommodations. The finding suggests three challenges in the fields: (1)improving a system for reasonable accommodation in each institution, (2)working in close cooperation between counselors and teachers, and (3)expanding support activities for preparing the students' obtaining employment.

研究分野：臨床心理学、学生相談

キーワード：発達障害学生 合理的配慮 学生相談 支援実践例収集 アンケート調査 学内制度整備 連携体制  
就労支援

## 1. 研究開始当初の背景

(1)わが国では障害者基本計画、発達障害者支援法、障害者差別解消法、大学入試センターの受験特別措置の改正などの動向をうけ、高等教育機関における発達障害学生への支援は喫緊の重要課題の一つとなっている。九州大学での調査によると、わが国の大規模総合大学において、発達障害傾向に伴う困難を抱えた在籍学生はおよそ2%にのぼると推定され、支援体制作りが急務となっている。(本研究開始後の2016年4月には障害者差別解消法が施行され、国公立学校を含む公的機関に対して障害者への「合理的配慮の不提供の禁止」という形で障害者に対する支援が義務づけられた。また私立学校など民間にも努力義務が課された。)

(2)このような社会動向にあるにもかかわらず、わが国の大学の障害学生支援の取り組みは未だ不十分な状況である。発達障害傾向に伴う困難を抱えた学生への支援にあたっては、学生相談等の専門家だけでなく、指導教員や周囲の教職員が彼らの傾向や特性について理解を深める必要がある。人間の多様性を尊重し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させて障害のある者と障害のない者が共に学ぶ「インクルーシブ教育(包容する教育)」を実現するための環境づくりは、これからである。

## 2. 研究の目的

(1)学生相談担当者が行っている支援の実例を蓄積して、発達障害及びその傾向のある学生に対する支援の現状を把握するとともに、どのような課題があるのかを明らかにする。また学生相談担当者にアンケート調査を実施し、現在行われている支援について全国的に調査するとともに、支援者が支援を進めるうえでどのような困難を感じているかを明確にする。

(2)大学の一般教職員との合同会議およびアンケート調査を通じて、必要・可能な合理的配慮について検討する。これらにより、発達障害傾向のある学生に必要な支援、および合理的配慮実施上の課題を検討する。

## 3. 研究の方法

(1)発達障害傾向に伴う困難を抱えた学生に必要な支援項目リストを作成し、学生相談機関で行われた支援実践例を蓄積して支援の現状と課題を明確にする。

(2)研究代表者・研究分担者が所属する4大学において一般教職員と学生相談担当者の合同会議を開催し、発達障害学生及びその傾向を有する学生にどのような合理的配慮が必要か、可能かを議論する。

(3)上記4大学の一般教員を対象として、発

達障害学生及びその傾向を有する学生に対する支援および合理的配慮の実情と実施上の課題に関するアンケート調査を実施する。

(4)全国の高等教育機関において学生相談等を行っている専任・非常勤カウンセラーを対象としたアンケート調査を実施し、学生相談カウンセラーによる発達障害学生への支援の現状と支援実施上の困難を調査し、今後の課題を明確にする。

## 4. 研究成果

(1)学生相談機関における支援実践の実態調査

まず発達障害学生への支援に関する文献資料を収集・検討し、調査項目案を作成した。カウンセラーが支援を行った各事例について、主に以下の項目に回答を求めることにした。支援開始時期、休学の有無、診断名(医師の診断またはカウンセラーの見立てにもとづく)、診断時期、面接対象(本人・教職員・保護者等)、行った支援の内容(文章での記述に加え、支援内容をカテゴリー化するために、自己理解支援、心理支援、修学支援、日常生活支援、学生生活支援、コミュニケーション支援、入学・移行支援、出口・就労支援、その他の9カテゴリーを設定してそのいずれに相当するかチェックを求める)。

上記の調査項目について、研究代表者・研究分担者が所属する4大学の学生相談機関において発達障害傾向のある学生で2013・2014年度に支援を実施した事例について調査を行った。26名のカウンセラーによる175事例を集積し、分析を行った。

集積事例の6割以上は自閉スペクトラム症の範疇であり、次いでADHD、LDの順であった。支援の開始時期は、入学期(1・2年次)と卒業期(4年次)が多かった。大学に入学して修学環境が大きく変化する時期(入学期)および卒業を控えて就職や進学など卒業後の進路が課題となる時期(卒業期)に支援が開始される事例が多いと言える。

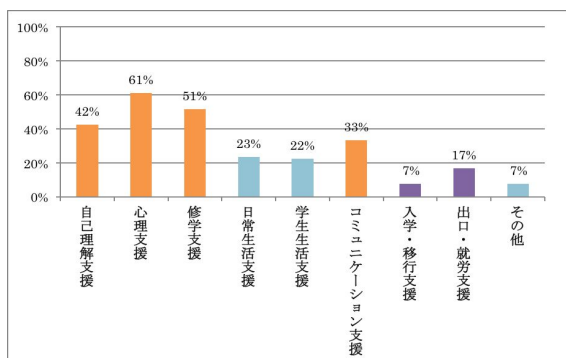
休学経験のある当該学生は23%であった。これは大学生全体の休学率2.3%と比較してきわめて高い数字である。

医師による診断を受けている事例は4割程度、診断はないがカウンセラーが見立てた事例が6割程度であった。医師の診断を受けた時期は、大学入学後が67%を占めており、そのうち特に大学入学後支援開始後が50%を越えた。大学では教育する側からの詳細な指示や指導が減り学生が自ら選択や判断を行う機会が増えること、一人暮らしを始める場合も多いことなどから生活上や修学上での困難が発生し、カウンセラーによる支援だけでなく医学的診断にもとづいた支援体制作りが必要になる事例が多いと考えられる。

面接対象者は、学生本人に加えて、教職員と連携した事例が50%程度、保護者と連携した事例が53%程度であった。学生本人だけで

なく併せて保護者や教職員とも面接を行う必要が生じる場合がきわめて多いと言える。

支援カテゴリとしては、最も多かったのが心理支援、次いで修学支援、自己理解支援、コミュニケーション支援であった。これらの支援は 30～60%以上の事例で実施されているが、入学・移行支援および出口・就労支援は 20%未満と少なく、今後取り組むべき課題であると考えられる。



### (2)一般教職員との合同会議での議論

九州大学での文系理系の 3 教員との合同会議 (H27 年 9 月 7 日) では、医師でなくてもカウンセラーの所見があれば配慮可能、障害特性を補う配慮は可能だが成績評価に関する不公平には多くの教員が反対する、オープンな形の配慮がよい、などの意見があった。

甲南大学での学長補佐等の教職員 5 名との合同会議 (H27 年 11 月 3 日) では、診断書やカウンセラー所見がなくても学生が困っていれば配慮する、環境によって判断は変動する、卒論発表が難しい場合や代替方法で同じことを身につけたと言えるかどうかなど判断が難しい面もある、などの意見があった。

広島大学での教員 2 名との合同会議 (H28 年 9 月 29 日) では、当該学生だけを個別に指導することについては公平性の問題から慎重さが求められる、支援・対応の典型例を専門職者から教えてもらえると助かる、などの意見があった。

九州工業大学での教員 3 名との合同会議 (H28 年 11 月 7 日) では、支援における配慮の範囲をどこまでにするか本人のためにも他学生との公平性からも線引きが難しい、当該学生の思考の硬さ (他学生の実験日誌を参考にはしたくないなど) を感じたことがある、専門家として就職するための学業だが当該学生が別分野での就職を目指す場合に専門的内容を学ぶ意味があるのかと感ずる、などの意見があった。

### (3)教員を対象としたアンケート調査

研究代表者・分担者の所属する 4 大学において、教員を対象とした、発達障害及びその傾向のある学生への支援・合理的配慮をめぐる認識に関するアンケート調査を行い、517 名の教員から回答を得た。

約 6 割の教員がこれまでに発達障害及びそ

の傾向のある学生への指導経験があること、約半数の教員が障害や合理的配慮に関する研修や話し合いの機会を得ていることが明らかとなった。

発達障害学生に対する合理的配慮の実施上の問題点について、医学的診断の有無、教育理念との兼ね合い、他学生との公平性、教員の労力、経費や施設の問題、の 5 つの観点から意見を求めた。医学的診断に関しては診断書がなくてもカウンセラーの意見や学生が困っている状況に応じて配慮を行うとの回答が 8 割を占めた。教育理念や教育目標との関わりについては「曲げるわけにはいけないので抵触しない範囲で配慮する」という意見と「曲げることは避けたいができるだけ配慮する」という意見とで半々に分かれた。公平性に関しては、他学生と極端な不公平にならない範囲での配慮を行うとの意見が 6 割にのぼった。教育理念や公平性との兼ね合いは多くの教員が慎重に考えていることが伺えた。一方、教員の労力や経費の問題については、できるだけ学生のために配慮を行いたいとの認識をもつ教員が 6 割にのぼることが明らかとなった。以上のように、教員自身はできるだけ必要な支援を行いたいと考えているものの、他学生との公平性や教育理念との兼ね合いから、評価の仕方や履修科目についての難しさを感じていることが示唆された。

大学内の相談機関は大学教員に対して、今後とも発達障害及びその傾向のある学生への理解と支援に関する情報発信を充実させるとともに、合理的配慮に関する判断に迷いが生じたときに学内で話し合える環境作りを行っていく必要があると考えられる。

### (4) 全国の高等教育機関の学生相談カウンセラーを対象としたアンケート調査

全国の大学・短大・高专 137 校にアンケート調査用紙を配布し、276 部を回収した。種別は大学 258 名、短大と大学の併設校 14 名、短大 1 名、高专 3 名。設立形態は国立 103 名、公立 21 名、私立 151 名、未記入 1 名。カウンセラーとしての職種は専任 100 名、非常勤 143 名、教員職が主で兼任 9 名、事務職が主で兼任 6 名、その他 18 名であった。

発達障害学生への支援・面接経験の問いに「あり」との回答は、「医師の診断のある発達障害学生」が 86%、「医師の診断はないが発達障害の傾向がある学生」が 92%、「(発達障害学生についての) 教職員や保護者からの相談」が 82%であり、「上記いずれの経験もない」は 3% (8 名) のみであった。すなわち、何らかの支援・面接経験のあるカウンセラーが 97%を占めた。

主に勤務する学校で実施されている支援活動形態は、多い順に「学生本人対象の個別面接」「教職員対象の個別面接」「保護者対象の個別面接」「学生本人と保護者/教職員との合同面接」「教職員対象の研修会」であり、現在は未実施だが行う必要があると考える

活動は、多い順に「就業に向けての指導主眼のグループ活動」「ソーシャル・スキルの指導主眼のグループ活動」「学生相互の交流主眼のグループ活動」「教職員対象の研修会」であった。個別面接だけでなくグループ活動（特に就業に向けての指導やソーシャル・スキルの指導を主眼としたもの）の必要性を多くのカウンセラーが感じている。

回答者自身が提供経験のある支援内容としては、心理支援、自己理解支援、日常生活支援に関する項目の多くについて7割以上のカウンセラーが経験ありと回答し高率であった。心理的に支えつつ、自己理解を促しながら、日常生活でつまづきがちな点について助言するような支援が広く行われている。一方、入学・移行支援や出口・就労支援に関する項目についての経験率は、実践事例の集積による調査と同様に低かった。

支援を進めるうえでの困難に関する質問（4件法で回答）への回答では、「就労など卒業後の社会生活につなぐことが難しい」「支援スタッフの人数が不足」「学生に顕著な修学不良が生じてからの支援に困難」「合理的配慮を検討する学内制度が未整備」の項目に対して「そうである」が20%以上であった。学生相談カウンセラーが支援上の困難と感じているのは、合理的配慮に向けての学内制度未整備や支援スタッフ不足といった学校全体の体制上の問題と、就労支援や顕著な修学不良発生後の支援といった援助実践面での困難であることが明らかとなった。

項目	そうである		どちらかといえばそうである		どちらかといえばそうではない		そうではない	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
<b>「そうである」が20%以上の項目</b>								
24 当該学生を就労など卒業後の社会生活につなぐことが難しい	136	50.7%	101	37.7%	26	9.7%	5	1.9%
11 支援スタッフの人数が不足している	88	32.8%	109	40.7%	54	20.1%	16	6.0%
16 当該学生に顕著な修学不良が生じてからの支援に困難を感じる	67	25.0%	152	56.7%	45	16.8%	4	1.5%
2 合理的配慮を検討する学内の制度が未整備である	62	23.1%	115	42.9%	67	25.0%	23	8.6%
<b>「そうである」+「どちらかといえばそうである」が60%以上の項目</b>								
18 当該学生の二次的障害(うつ・ひきこもり・パニック・怒りなど)への対応に困難を感じる	44	16.4%	147	54.9%	72	26.9%	5	1.9%
5 教職員の発達障害への理解が不足している	35	13.1%	141	52.6%	84	31.3%	8	3.0%
7 保護者が障害を理解して受け入れることが難しい	27	10.1%	149	55.6%	83	31.0%	9	3.4%
17 当該学生の自己理解を促すことが難しい	29	10.8%	145	54.1%	84	31.3%	9	3.4%

専任カウンセラー群と非常勤カウンセラー群とで提供経験のある支援内容を比較したところ、「医師による診断を受ける機会の提供」「教員に対する当該学生の特性の説明と理解促し」「教員に対する当該学生への修学上の配慮の具体的要請」「学内情報を取得できるようにするための支援」「適切かつ無理のない履修スケジュール作成のための支援」等に有意な差が見られ、いずれも専任群で経験ありの回答が多かった。専任と比較すると、非常勤カウンセラーは学生本人への自己理解支援や心理支援に努めているが、医師・教職員との連携や勤務校の教育制度への直接関与は難しいことが窺われる。発達障害学生への支援では教育制度と障害特性との擦り合わせが重要になるが、非常勤カウンセラーはそのことに関与するうえで難しさがあると考えられる。

## (5) 研究期間全体の成果

研究期間全体での調査研究の結果から、現在の課題として以下の3点が確認された。

### 合理的配慮に向けた学内制度の整備

合理的配慮を検討する学内制度が整備されている大学は、まだ少数である。65%以上の学生相談カウンセラーは、その未整備が支援を進めるうえでの困難となっていると回答している。早急な整備が必要である。

### 学生相談担当者と教職員との連携体制

発達障害及びその傾向のある学生への支援を進めるうえでは、学生本人だけでなく教職員との連携がきわめて重要である。学生相談カウンセラーが支援を行った事例のうちの約半数において教職員との面談が併せて実施されている。教職員が発達障害について理解を深め、カウンセラーと連携しながら支援を行うような体制をさらに充実させる必要がある。

### 就労に向けた支援の充実

近年にカウンセラーが支援した発達障害及びその傾向のある学生全体のうち、出口・就労支援が実施された事例は20%未満であった。しかしカウンセラーは学生生活支援や修学支援の連続線上で、出口・就労支援に取り組む必要に直面する。学生の修学が進んで卒業が近づいてくると就職の課題に向き合うことになるからである。本研究で実施した一般教職員との合同会議においても、指導教員が同様に学生の卒業後の就労の課題に直面して苦勞することが語られた。就労に向けたグループ活動の実施や障害者の雇用制度の周知など早期から就労意識を育成していくことが必要である。同時に、企業や社会全体が障害者について理解を深めていくような働きかけも重要と言えよう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

内野 悌司、発達障害学生への支援・合理的配慮に関する調査研究 A 大学の教員を対象にしたアンケート調査より、総合保健科学(広島大学保健管理センター研究論文集)、査読無、33号、2017、39-50

菊池 悌一郎、水内 良子、尹 成秀、児玉 恵美、高橋 正泰、田中 沙来人、九州工業大学における心理カウンセラーによる発達障害学生への支援に関する実態調査、九州工業大学保健センター年報、査読無、7号、2017、122-133

松下 智子、吉良 安之、福盛 英明、菊池 悌一郎、高石 恭子、福留 留美、内野 悌司、田島 晶子、発達障害及びその傾向のある学生への支援・合理的配慮をめぐる大学



教員の認識に関する調査 - 基礎的統計データの報告 -、九州大学学生相談紀要・報告書、査読無、3号、2016、55-63

高石 恭子、青柳 寛之、福留 留美、発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識についての研究 甲南大学専任教員・非常勤講師へのアンケート調査から、甲南大学学生相談室紀要、査読無、24号、2016、24-45

福留 留美、高石 恭子、青柳 寛之、発達障害学生の支援と現状に関する学生相談カウンセラーへの調査研究 所属機関の設立形態(国公立・私立)間の比較を中心に、甲南大学学生相談室紀要、査読無、24号、2016、9-23

吉良 安之、内野 悌司、高石 恭子、菊池 悌一郎、福留 留美、福盛 英明、松下 智子、田島 晶子、学生相談機関における発達障害学生への支援に関する実態調査研究(一次報告) 九州大学学生相談紀要、査読無、2、2015、59-70

高石 恭子、青柳 寛之、友久 茂子、学生相談機関における発達障害学生への支援に関する研究 甲南大学学生相談室 2013年度・2014年度の実態調査より、甲南大学学生相談室紀要、査読無、23号、2015、25-41

吉良 安之、発達障害傾向のある学生の支援経験からの気づき、九州大学学生相談紀要、査読無、1号、2014、33-39

〔学会発表〕(計2件)

吉良 安之、高石 恭子、内野 悌司、菊池 悌一郎、福留 留美、福盛 英明、松下 智子、田島 晶子、発達障害学生への支援の現状に関する調査研究 学生相談カウンセラーへのアンケート調査、日本学生相談学会第35回大会、2017年5月21日、中部大学(愛知県春日井市)

吉良 安之、内野 悌司、高石 恭子、菊池 悌一郎、福留 留美、福盛 英明、松下 智子、田島 晶子、学生相談機関における発達障害学生支援の実態調査 4大学合同調査による175事例の分析、日本学生相談学会第34回大会、2016年5月22日、成蹊大学(東京都武蔵野市)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吉良 安之(KIRA, Yasuyuki)  
九州大学・基幹教育院・教授  
研究者番号：30195408

### (2) 研究分担者

内野 悌司(UCHINO, Teiji)

広島大学・保健管理センター・准教授  
研究者番号：00294603

菊池 悌一郎(KIKUCHI, Teiichiro)  
九州工業大学・保健センター・准教授  
研究者番号：00380741

福留 留美(FUKUDOME, Rumi)  
甲南大学・学生相談室・特任教授  
研究者番号：40295754

福盛 英明(FUKUMORI, Hideaki)  
九州大学・基幹教育院・准教授  
研究者番号：40304844

松下 智子(MATSUSHITA, Tomoko)  
九州大学・基幹教育院・准教授  
研究者番号：40618071

高石 恭子(TAKAISHI, Kyoko)  
甲南大学・文学部・教授  
研究者番号：60248094

### (3) 研究協力者

田島 晶子(TAJIMA, Akiko)  
福岡教育大学・健康科学センター・非常勤  
カウンセラー